

企業集団制度に関する論点について

問題意識

経営効率を高めるために最適な企業形態を模索する企業の努力を阻害しないよう、企業集団を評価する枠組みを見直してはどうか。

. 現行グループ経審制度の緩和について

< 組織再編について現在の会社法制でできること >

企業集団を形成する組織再編の形態には、既存会社の子会社化、持株会社化による経営統合、分社化による会社の新設等があるが、これらいずれの形態も、買収、会社分割、株式交換・株式移転、事業譲渡等の現行の会社法制上の手法により、実現することができる。

組織再編の結果できた企業が既存の企業から承継する営業の規模や内容等は、組織再編の際に調整することができる。

< 経営事項審査における取扱い >

組織再編の結果できた企業の完工高、技術者数等は、個々の企業の実数値により評価するのが原則。

例外的に、グループ経審制度の適用を受ける場合に限り、グループ評価（グループ内の他の企業の経営資源を反映して評価）することが可能。

< 現行のグループ経審制度 >

【認定要件】

企業結合により経済基盤の強化を行おうとする建設業者であること

親会社が有価証券報告書提出会社であること

親会社、子会社それぞれが建設業者であること

企業集団構成企業相互の機能分担が相当程度なされており、グループ評価による経審受審企業は業種毎に一業者であること

【評価方法】

Yは企業集団の連結財務諸表により評価

X 1、Zはそれぞれ企業集団の総完工高、総技術者数を経審受審企業 1 社に集約

【論点】

新たな企業結合を伴わないグループ内再編の場合でも適用できるようにすべきか。

地域の中小企業の連携による経営効率化を図るため、中小企業でも利用できるようにすべきか。

そうした場合、不良不適格業者による制度の悪用をどのようにして防ぐか。例えば、公認会計士（監査法人）の会計監査を受けていることを要件とすればどうか。

非建設業者を含む企業集団にも適用できるようにすべきか。

そうした場合、非建設業者の経営資源を反映した過大な評価を招かないよう、一定の制約を設けるべきか。

企業集団の経営資源を経審受審企業1社に集約しなければならないので、機能別分社ではない多様な再編の場面では、使い勝手が悪いのではないか。

経営統合による経営力の強化や業種毎の機能別分社ではない再編もできるように、業種毎の経審受審企業を複数認めるべきか。

経審受審企業が複数になるのであれば、評価に当たっては、

イ．企業集団の総完工高や総技術者数を各経審受審企業のそれとして評価すべきか（平成11年中建審提示案）

ロ．企業集団の総完工高や総技術者数を各経審受審企業に按分して評価すべきか

ハ．各経審受審企業の実数値により評価すべきか

．連結財務諸表に基づくYの評価について

< 現行の経営事項審査における取扱い >

有価証券報告書提出会社については、単体の財務諸表に基づき評価されるが、連結財務諸表による評価も参考付記される。

連結子会社については、グループ経審が適用される場合のみ、連結評価される。

【論点】

有価証券報告書提出会社（親会社）については、必ず連結財務諸表によってYを評価するようにすべきか。

グループ経審の場合でも、連結子会社のうち

- ・ グループ全体に占める売上高が一定割合（例えば5%）に満たないもの
- ・ 単体での財務状況が良好ではないため、連結財務諸表により評価すると過大な評価になってしまうもの

については、連結財務諸表による評価は適用しないこととすべきか。

・ 企業集団における技術者の出向の取扱いについて

< 現行の経営事項審査における取扱い >

経審のZにおける技術者数の評価に当たっては、在籍出向した技術者（出向先と雇用関係のあるもの）については、出向先の技術者数としてカウントされる。

< 現行の技術者制度における取扱い >

経審上の の取扱いに関わらず、在籍出向技術者については、現場に配置される監理技術者又は主任技術者としては認められない（転籍が必要）。

例外的に、企業集団確認制度により確認された企業集団に限り、当該企業集団内における出向技術者の現場配置を認めている。

< 現行の企業集団確認制度 >

【確認要件】

親会社が建設業者、かつ、有価証券報告書提出会社、かつ、連結財務諸表提出会社であること。

連結子会社である建設業者が全て企業集団に含まれること

親会社又は子会社のいずれか一方が経審を受けていないこと

【認められる出向】

出向先の企業との間で雇用関係のある出向は可

出向は、親会社から子会社、子会社から親会社に限り、子会社から子会社へは不可

【論点】

経審において出向先の技術者としてカウントされる技術者については、

出向先に定着して仕事をする者であることから、出向先が請け負った建設工場の現場における配置を認めてもいいか。

そうした取扱いは、グループ経審と企業集団確認制度を一体的に運用できるように改善をして行うべきか。

企業集団内の技術者の出向を認めるとした場合、技術者の流動をどこまで認めるか。親会社と子会社相互の出向だけでなく、子会社相互の出向も認めるか。